

議案第9号

朝来市企業誘致及び雇用促進条例の一部を改正する条例制定について
朝来市企業誘致及び雇用促進条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成31年2月26日提出

朝来市長 多 次 勝 昭

提案理由要旨

市内において工場等の新設又は増設をする事業主に対して行う奨励措置を改正し、及び当該奨励措置に係る審査を行う附属機関を設置するため、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市企業誘致及び雇用促進条例の一部を改正する条例

朝来市企業誘致及び雇用促進条例（平成17年朝来市条例第262号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「日本標準産業分類」を「統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の大分類」に、「、運輸業、卸売・小売業」を「及び運輸業」に改め、同条第4号中「工場等を新設し、又は増設するために新たに要した費用のうち、土地（操業）」を「工場等の新設又は増設のために新たに要した費用のうち土地（当該新設又は増設に係る操業）」に改める。

第8条を第10条とし、第7条の次に次の2条を加える。

（朝来市企業奨励措置審査会）

第8条 市長の附属機関として、朝来市企業奨励措置審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審査し、その結果を市長に答申するものとする。

(1) 奨励金の交付決定及びその取消しに関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、奨励措置の審査に関し必要な事項
（組織）

第9条 審査会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

種別	交付基準	交付額	交付期間等
企業立地促進奨励金	投下固定資産総額が1億円以上で、かつ、新設又は増設に伴う操業開始の日前3箇月から操業開始の日までに新たに雇用された常用雇用者が5人以上であること。	投下固定資産総額に100分の5を乗じて得た額。ただし、3,000万円を限度とする。	新設又は増設に対して1回限りとする。
固定資産税相当額奨励金	投下固定資産総額が3,000万円以上で、かつ、新設又は増設に伴う操業開始の日前3箇月から操	納付された固定資産税の2分の1に相当する額	新設又は増設に係る固定資産税を納付した年度の翌年度から6年間交付する。

雇用促進奨励金	業開始の日後6年までの間に新たに雇用され、引き続き1年以上継続して雇用している常用雇用者が5人以上であること。	左欄に掲げる市内に住所を有する常用雇用者1人につき40万円（市外に住所を有する常用雇用者の場合は、1人につき20万円）を乗じて得た額とし、40人を限度とする。	新設又は増設に係る固定資産税を納付した年度の翌年度から6年間交付することとし、当該常用雇用者1人につき1回限りとする。
---------	---	---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条及び別表の全部を改正する規定は、平成32年4月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の朝来市企業誘致及び雇用促進条例第2条及び別表の規定は、施行日以後に新設又は増設に伴う操業を開始したものについて適用し、同日前に操業を開始したものについては、なお従前の例による。

(朝来市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 朝来市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年朝来市条例第63号）の一部を次のように改正する。

別表教育支援委員会の項の次に次のように加える。

企業奨励措置審査会	委員	日額	9,000円
-----------	----	----	--------

議案第9号資料

朝来市企業誘致及び雇用促進条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 工場等 <u>日本標準産業分類に掲げる業種のうち、製造業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業の用に供する施設及び市長が必要と認めた施設をいう。</u></p> <p>(2)、(3) (略)</p> <p>(4) 投下固定資産総額 <u>工場等の新設し、又は増設するために新たに要した費用のうち、土地(操業開始日前3年以内に取得したものに限る。)、建物及び償却資産の取得費の合計額をいう。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(奨励措置決定の取消し等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 工場等 <u>統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の大分類に掲げる業種のうち、製造業、情報通信業及び運輸業の用に供する施設及び市長が必要と認めた施設をいう。</u></p> <p>(2)、(3) (略)</p> <p>(4) 投下固定資産総額 <u>工場等の新設又は増設のために新たに要した費用のうち土地(当該新設又は増設に係る操業開始日前3年以内に取得したものに限る。)、建物及び償却資産の取得費の合計額をいう。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(奨励措置決定の取消し等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p><u>(朝来市企業奨励措置審査会)</u></p> <p>第8条 市長の附属機関として、朝来市企業奨励措置審査会(以下「審査会」という。)を置く。</p> <p><u>2 審査会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審査し、その結果を市長に答申するものとする。</u></p> <p>(1) <u>奨励金の交付決定及びその取消しに関すること。</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げるもののほか、奨励措置の審査に関し必要な事項</u> <u>(組織)</u></p> <p>第9条 <u>審査会は、委員5人以内で組織する。</u></p> <p><u>2 委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。</u></p> <p><u>3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p><u>4 委員は、再任されることができる。</u></p> <p><u>5 委員は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第10条 (略)</p>

別表（第3条関係）

種別	交付基準	交付額	交付期間等
企業立地促進奨励金	投下固定資産総額が1億円以上で、かつ、操業開始の日前3箇月から操業開始の日までに新たに雇用された常用雇用者で市内に住所を有するものが3人以上であること。	投下固定資産総額に100分の5を乗じた額。ただし、3,000万円を限度とする。	新設又は増設に対して1回限りとする。
固定資産税相当額奨励金	投下固定資産総額が3,000万円（小売業の新設にあつては、5,000万円）以上で、かつ、操業開始の日前3箇月から	納付された固定資産税に相当する額	新設又は増設に係る固定資産税を納付した年度の翌年度から6年間交付する。
雇用促進奨励金	ら操業開始の日後6年までの間に新たに雇用され、引き続き1年以上継続して雇用している常用雇用者で市内に住所を有するものが3人以上であること。	左欄に掲げる常用雇用者1人につき40万円を乗じた額。ただし、当該常用雇用者1人につき1回限りとし、1,200万円を限度とする。	

別表（第3条関係）

種別	交付基準	交付額	交付期間等
企業立地促進奨励金	投下固定資産総額が1億円以上で、かつ、新設又は増設に伴う操業開始の日前3箇月から操業開始の日までに新たに雇用された常用雇用者が5人以上であること。	投下固定資産総額に100分の5を乗じて得た額。ただし、3,000万円を限度とする。	新設又は増設に対して1回限りとする。
固定資産税相当額奨励金	投下固定資産総額が3,000万円以上で、かつ、新設又は増設に伴う操業開始の日前3箇月から操業開始の日	納付された固定資産税の2分の1に相当する額	新設又は増設に係る固定資産税を納付した年度の翌年度から6年間交付する。
雇用促進奨励金	後6年までの間に新たに雇用され、引き続き1年以上継続して雇用している常用雇用者が5人以上であること。	左欄に掲げる市内に住所を有する常用雇用者1人につき40万円（市外に住所を有する常用雇用者の場合は、1人につき20万円）を乗じて得た額とし、40人を限度とする。	新設又は増設に係る固定資産税を納付した年度の翌年度から6年間交付することとし、当該常用雇用者1人につき1回限りとする。

附則第3項関係 朝来市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

現 行				改 正 案			
別表（第2条関係） 報酬額表				別表（第2条関係） 報酬額表			
区分		報酬の額		区分		報酬の額	
(略)				(略)			
教育支援委員会	委員	日額	9,000円	教育支援委員会	委員	日額	9,000円
(略)				企業奨励措置審	委員	日額	9,000円
				査会			
				(略)			